

平成29年度農地中間管理事業推進方針

公益社団法人新潟県農林公社
(農地中間管理機構)

1 基本方針

本県における農地中間管理事業のこれまでの取組状況は、約50の集積・集約化実践重点地区において県や機構、市町村等の関係機関が連携して地域の話合いを推進したことや、農地整備事業実施地区での機構の活用を推進したことなどにより、全国でも上位の実績を確保し、平成28年度においては全国1位となる約3,900haの実績をあげたところである。

平成29年度については、年間の貸借目標面積(6,000ha)の達成に向け、農業者等への事業周知の強化のほか、新制度に移行する農業委員会との連携や農地整備事業実施地区での機構活用推進など、関係機関・団体等との連携を一層強化しながら取組を進めるものとする。

2 重点推進事項

(1) 集積・集約化実践重点地区での取組推進

県内全域に設定された集積・集約化実践重点地区において、県地域振興局や市町村、農業委員会、土地改良区、JAとで構成するチーム(経営体育成連携支援チーム)と連携して、地域の話合いを推進する。

(2) 連携協定締結を踏まえた担い手の利活用の推進

平成29年3月に機構と担い手団体及び土地改良区が締結した「農地中間管理事業による農用地の集積、集約化に関する協定」(以下「協定」という。)を踏まえ、各担い手団体と連携して会員への事業活用の周知・働きかけを強化し、農地集積・集約化に関して担い手の機構事業の利活用や地域の話合いの推進を図るとともに、これら担い手の活動が人・農地プランの見直し等に反映されるよう、市町村等への周知を行う。

(3) 農業委員会との連携強化

平成29年度は新たに21農業委員会で新制度に移行し、農地利用最適化推進委員の設置が大きく進むことを踏まえ、農業会議と連携し、各農業委員会への働きかけや農業委員・農地利用最適化推進委員(以下、「農業委員等」という。)に対する研修会等を行い、農業委員等による農地の出し手・受け手の掘り起こしや地域の話合いを推進する。

特に、集積・集約化実践重点地区については、担当する農業委員等の当該地区での話し合いへの参加を促し、農業委員等による現場活動のきっかけ作り・事例創出につなげる。

(4) 農地整備事業との連携強化

農地整備事業の実施と併せて農地流動化についても地域での合意形成が図られることが多いことから、農地整備事業実施地区において機構を活用した農地集積・集約化が一層効果的に進むよう、協定を踏まえ、事業実施主体である県や土地改良区、機構との情報共有・連携調整を進める。

また、国において制度化が進められている機構と連携した新たな農地整備事業については、制度化後の効果的な活用に向け、関係機関での情報共有と対応の検討を行う。

(5) 農業者等への事業周知の強化

出し手に対しては、新聞への広告掲載や事業パンフレットの配布等による周知を行うとともに、各業務委託先の窓口においても、農地の貸付けを検討している農業者から相談があった際に、機構事業のメリットを説明し、機構の活用に向けた積極的な誘導を行う。

また、受け手への事業周知については、協定を踏まえ、各担い手団体を通じた担い手農業者への周知を強化するとともに、遊休農地等の担い手による借受けが進むよう、受け手のいない農地の公表（県担い手育成総合支援協議会ホームページに掲載）の徹底を図る。

(6) 運用の改善

一部地域で要望のある物納による賃料支払の実施については、28年度は試行的に一市でのみ行ったが、29年度は、物納の要望が大きい市町村に対象を拡大する。

また、出し手・受け手から賃料支払い時に徴収している手数料については、29年度より減額改定し、利用者の負担軽減と事業活用の推進を図る。

3 推進に向けた関係機関の役割分担

上記の重点推進事項の着実かつ円滑な実施に向け、関係機関が以下の役割分担のもとに事業を推進する。

○ 市町村

今後の地域農業のあり方に関する地域の話合いを推進し、人・農地プランの作成・見直しを進めるとともに、機構からの業務委託先として、受け手・出し手の

掘り起こしやマッチング、農地の貸付け予定者への機構活用の誘導等を行う。

○ 農業委員会

農業委員等は、農業者への戸別訪問や地域の話合いへの参画等により、出し手・受け手の情報を収集するとともに、機構への貸付け誘導やマッチングにより、担い手の規模拡大を促進する。

また、遊休農地の解消を図るため、農地の利用状況調査や利用意向調査で把握した情報を踏まえ、受け手の掘り起こしを行い、機構の活用を促進する。

農業委員会は、設置が進む農地利用最適化推進委員や農業委員による現場での利用調整活動が円滑かつ着実に進むよう、研修や支援等を行う。

○ 農業委員会ネットワーク機構（農業会議）

平成29年度中に新制度に移行する農業委員会が多いことを踏まえ、新たに設置される農地利用最適化推進委員や農業委員による現場での利用調整活動が円滑に行われるよう、各農業委員会や農地中間管理機構等と連携し、農業委員等への研修等を行う。

○ JA

農地利用集積円滑化団体としてのノウハウを活かしながら、市町村や農業委員等と連携して実践重点地区を含めた地域の話合いの推進や、機構への貸付けの誘導、マッチングを行う。

○ 土地改良区・土地改良事業団体連合会

土地改良区は、農地中間管理事業活用地区（又は活用予定地区）における農地の貸借状況の確認や出し手・受け手農家の掘り起こしを行う。

土地改良事業団体連合会は、上記地区における権利調整等に関する指導・助言や事業の円滑な実施に向けた情報提供を行う。

○ 県

集積・集約化実践重点地区を設定し、関係機関と連携を図りながら、地域の話合い等を推進する。

優良事例の紹介や、農地整備事業実施地区における活用の手引きの提供などを行い、現場での円滑な活動を促進するとともに、各地域での取組状況を把握し、必要な働きかけや支援を行う。